

令和元年度 社会福祉法人ささの会本部 事業報告

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、以下の事業運営を行った。

障害者支援施設「どうかん」（以下どうかん）
グループホーム「ほがらかホーム」（以下ほがらかホーム）
多機能型事業所「ぼとふ館」（以下ぼとふ館）
さいたま市岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」（以下ささぼし）
指定障害者相談支援事業所「レタス」（以下レタス）および「セロリ」（以下セロリ）
居宅介護事業所「まるみっと」（以下まるみっと）。

令和元年10月12日、関東を襲った台風19号の被害は甚大なものとなり、埼玉県では死者4名を含む多数の人的被害と、全壊112棟を含む6200棟に及ぶ住家被害があった。

さらに令和2年初頭、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、3月11日に世界保健機構（WHO）がパンデミック宣言をするとともに、年度をまたいだ4月7日には日本で緊急事態宣言が発出された。

防災対策、感染症対策に関しては、事業所を守る（自助）とともに、地域の関係機関、市民との助け合いや連携（共助）、行政との協議（公助）の3つの視点からバランスの良い取り組みが重要であると改めて認識させられた。

新型コロナウイルスへの対策としては、緊急に事業継続計画（BCP）に着手し、暫定計画を策定することができた。今後は、ささの会防災計画に基づき、地震・風水害の事業継続計画の策定も並行して進め、自法人の利用者、地域の障害のある人を支援する立場に加え、地域住民の視線で地域を守るために法人ができることを考えていきたい。

法人経営については、人材確保の厳しい状況が続く中、「働き方改革」への対応や特定処遇改善加算の導入、最低賃金の引き上げなどの影響から、人件費は前年度と比較して3700万円強上昇した。今後、収益が現状のままならば経営を圧迫していくと予測され、新規事業の検討が必要となった。

また、法人機能の強化に対しては、法人総合施設長を専任で配置するとともに、法人事務局職員を1名増員し、採用や外部との窓口などの業務を進める法人体制ができた。また、運営協議会の発足は年度末を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった。サポーターズクラブに関しては7月に立ち上げ、行事等で協力をいただいた。

岩槻区における地域の取り組みとしては、本年度、さいたま市で初めて「岩槻区地域部会」が設置され、区単位での協議の場ができた。岩槻区地域部会に意見を集約していくためのしくみとして、岩槻区が主催する「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」と5つの「事業・テーマ別部会」が位置づけられた。こうした活動が定着し、個別的具体的な地域課題への取り組みや事業所間の連携が進んだ。この活動を通じて、令和2年4月1日より、ささぼしは、さいたま市基幹相談支援センターをさいたま市から受託することとなった。

来年度は、新型コロナウイルスの長期的な対策や総合的な防災計画の策定、計画的な採用と人材育成、生活支援拠点整備等を視野においた基幹相談支援センターの機能の整備を課題として進めていきたい。

【令和元年度法人重点事項】

- I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
- II 社会福祉法の理念に基づく公共性の高い法人運営と財政基盤の安定
- III 人材確保と「働き方改革」への対応
- IV 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築
- V 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

【事業内容】※（重点）は重点事項に対応した項目の意

1 社会福祉法に基づく透明な法人運営（重点II）

1) 評議員会の開催

- ・評議員会は下記の通り実施した。

| | |
|-----------|---------------|
| 第1回定時評議員会 | 令和元年6月26日（水） |
| 第2回評議員会 | 令和元年12月20日（金） |
| 第3回評議員会 | 令和2年3月25日（水） |

- ・第1回定時評議員会にて理事改選が行われた。

2) 理事会の開催と健全な法人運営

- ・理事会は下記の通り実施した。

| | |
|--------|--------------|
| 第1回理事会 | 令和元年6月5日（水） |
| 第2回理事会 | 令和元年6月26日（水） |
| 第3回理事会 | 令和2年12月2日（月） |
| 第4回理事会 | 令和2年3月10日（月） |

- ・第2回理事会にて、新理事による協議の結果、渡辺信男理事の理事長再任が決定された。

3) 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催 令和元年7月19日（金）

4) ささの会運営協議会の設置準備

準備委員会として設置した利用者部会・家族部会で協議を進めたが、新型コロナウイルスの流行により、3月に予定していた各部会の開催と運営協議会の発足が見送りとなった。

- ・準備委員会の各部会については以下のように実施した。

（法人部会）

| | |
|---------|---------------|
| 第1回法人部会 | 令和元年5月20日（月） |
| 第2回法人部会 | 令和元年9月25日（水） |
| 第3回法人部会 | 令和元年11月20日（水） |

（利用者部会「ハイビスカスの会」）

| | |
|----------|--------------|
| 第1回利用者部会 | 令和元年6月14日（金） |
| 第2回利用者部会 | 令和元年9月12日（木） |
| 第3回利用者部会 | 令和2年2月14日（金） |

（家族部会）

| | |
|---------|--------------|
| 第1回家族部会 | 令和元年5月23日（木） |
|---------|--------------|

5) 組織機能の強化

法人機能の強化に対しては、法人総合施設長を専任で配置し、法人本部と事業所の業務分担を進めた。

また、経営職による会議（経営職会議）が平成30年度より始まり、計6回行った。予算執行状況、採用、異動、特定処遇改善を含めた職員待遇等、議題は多岐にわたった。しかし、開催頻度は十分とは言えず、今後は会議の定例化が課題である。

管理職会議は週1回の開催が定着し、方針の決定と情報共有の場として機能した。法人本部による事業所巡回は可能な限り実施したが、法人本部と事業所で行う運営会議に関しては十分な回数を実施できなかった。今後も会議のあり方、進め方を検討していくとともに、事業所のより主体的な運営を進めていくための本部のバックアップ機能を強化していきたい。

また、法人事務局職員を1名増員し、法人事務局を中心に採用や実習窓口などの業務を進めることができた。

6) 事業所間の連携強化

・ささの会管理職会議で法人全体の状況、課題を共有し、必要な連携を行った。さらに、サービス利用調整会議、支援困難ケースや法人事業所を複数利用する方の検討会議など、事業所の枠を超えた会議が頻繁に開催されつつある。

・新型コロナウイルス対策に当たっては、ホームの利用者がどうかん、ほとふ館に通うなど、利用者・職員の行き来も多く、事業所間の協議のもと、出入りを制限する対応策を決めた。本部で作成したBCPをもとに、クラスター発生などの事態に備え、事業所を超えた職員の応援体制等を構築するとともに、事業所ごとにBCP作成に着手することができた。

7) 法人専門委員会の運営（別紙 研修委員会報告・権利擁護委員会報告参照）

・研修、権利擁護・広報委員会については、運営が定着し、計画的に実施できた。

・各事業所の職員が法人全体の運営に役立つことを意識して参加し、そのことが、事業所間の交流や職員の意識の向上、育成につながっている委員会もある。しかし、年間を通して活動が滞った委員会もあった。

・活動が滞っている委員会では、委員会活動の柱となるマニュアルやBCPの作成が活動のテーマとなっており、委員会の運営に行き詰まった。そのため、次年度は期間限定のプロジェクトを発足させ、マニュアルやBCPなどを作成し、以降はそれに基づいた委員会を運営していくことになった。

・さらに、委員会への参加が職員のモチベーションとなるよう、職員提案型プロジェクトを設置する方針も決定したが、新型コロナウイルスの関係で次年度は当面は見送ることとした。

8) 家族との連携

(1) 法人事業説明会の実施

7月19日に市民会館いわつきにて実施。参加者は家族32名、利用者11名、職員23名であった。時間がタイトで十分な意見交換はできなかったが、会場から複数の質問があり、職員から直接お答えする機会となった。

(2) 運営協議会・家族部会の運営

・家族部会は、5月23日に開催し、どうかん家族会、ほとふ館家族会の代表の方に参加していただき、ささの会事業所の運営等について、意見をいただいた。

家族と職員、家族同士の交流を深めつつ、ささの会のサービス改善や新規の事業へ

の意見など、さまざまな角度から意見をいただく場としていきたい。

2 公益的取り組みの推進

(1) 様々な事情で民間のサービス利用が難しい人の受け入れ

- ・様々な社会的事情のほか、強度行動障害、医療的ケア、触法などの理由でサービスにつながりにくい方の受け入れを各事業所で進めた。
- ・具体的には地域の相談から、高齢の親と障害のある子が地域で埋もれていて、親の入院等で急にサービスが必要になるケースが増えてきている。どうかんの短期入所やほがらかホームの利用の相談につながる方がいたが、何らサービスを利用されていない方が多く、サービスにつながることが難しいケースもある。これらの人を事前に地域で把握する仕組みが必要な状況である。
- ・まるみっとについては、制度の狭間で利用できるサービスが限定されたり、採算が合わないという理由で利用を断られる方を積極的に受けるよう努めた。特に新型コロナウイルスの影響で、風邪の症状がある方のサービスを民間事業所が自粛した事例についてもできるだけ利用者の実情に合わせて対応した。

(2) 公益的事業としての地域における機関ネットワークづくり

- ・「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」や「岩槻区地域部会」、「はたらく部会等の事業・テーマ別部会」、「彩の国あんしんセーフティネット事業」については、ささの会としての枠を超えて、地域のネットワークづくりを進めた。
- ・くらす部会や居宅さぼと部会ではどうかんやまるみっとから、運営委員を派遣し、企画運営に取り組んだ。
- ・こうした取り組みは、社会福祉法人であるからこそ、積極的に取り組んでいくべき、公益的事業として今後も進めていきたい。

(3) 居宅介護事業などの既存のサービスでは対応できない在宅の人への自費サービス（自主事業）の提供

- ・自費サービスの提供については、公的サービスでは対応できない制度の狭間のニーズに対して、柔軟に対応するよう努めた。まるみっと（3名、月1、2回）、ぽとふ館（2名、計16回）では希望者への病院付き添いの対応を行った。

(4) 生活困窮者を対象とした「彩の国あんしんセーフティネット事業」の実施

- ・ささぼしに事業の窓口を置き、社会貢献推進員として2名が研修を修了し、相談体制が整った。岩槻区内の3つの受託施設との協議の場が持たれ、担当地区を決めて受付していくことが決まった。社会貢献支援員や地元福祉事務所等との連携により対応し、令和元度は3件の相談を受け付けた。3件については、他の制度で対応することになり、あんしんセーフティネット事業の利用には至らなかった。
- ・7月9日、(株)セブンイレブン・ジャパンの社会貢献活動（セブナイレブン商品寄贈SAITAMAプロジェクト）として、埼玉県社会福祉協議会を通じて、食品、雑貨等の寄贈を受けた。あんしんセーフティネット事業、こども食堂などの困窮者支援、高齢者福祉等に係る団体にも参加を呼びかけ、ぽとふ館を会場として、配分会を行った。

3 財政基盤の安定

(1) 令和元年度の予算執行状況

法人が運営する事業所における令和元年度の事業活動収入の総額は677,476,986円（前年度651,394,818円）となり、法人総収入は678,046,745円

であった。これに対して支出の総額は 650,566,118 円となり、当期における資金の収支差額は、27,480,627 円となった。これに積み立てた金額 3000000 円を加え、実質的な収支差額は 57,480,627 円（前年度 64,648,882 円）となる。

収入が増えているが、どうかんの就労継続支援 B 型事業を生活介護事業に切り替えたこと、ぽとふ館、ほがらかホームは稼働率の向上が理由である。しかし、居宅介護事業所まるみっとに関しては退職職員の補充が間に合わず、稼働率が伸びなかったため、前年度とほぼ同じ収入となった。

人件費に関しては、法人全体で 446,928,141 円（前年度 409,612,138 円）であった。前年度に比べ 37,316,003 円の増加し、前年度の 109%となった。法人全体の人件費率は 67.5%（前年度 64.4%）となっている。

（2）寄付の状況

ささぼし、ぽとふ館、まるみっと、ほがらかホームを併用されていた故 関根功様から、保佐人を通じて、ささの会へ遺産全額寄付のお申し出があった。関根様は、ご生前に財産寄付の意向を申し出られ、公正証書で届け出をされていた。

4 人材確保と「働き方改革」への対応（重点Ⅲ）

（1）平成 31 年度人材確保計画の策定と中長期的な対策の検討

・採用活動の多様さ・煩雑さに対応し、計画的な求人活動を進めるため、平成 31 年 4 月より専任職員を配置した。また、ここ数年実習生が卒業後に就職することが続いており、実習生の受け入れ、対応を業務に位置付けた。実習中の状況がより把握しやすくなるとともに、関係学校とのやり取りもよりスムーズになった。

（2）職員待遇と労働環境の見直し（10 月）

・10 月より消費税増税に伴う特定処遇改善加算が始まった。

資格保持者の待遇の向上を進めるとともに、10 年以上の勤続職員は一部法人持ち出しで手当を創設した。特定処遇加算の総額は約 440 万円で、加算に加え、法人持ち出しは 110 万円となった。

・最低賃金引き上げに合わせて、前年度に引き続き非常勤職員のベースアップを 4 月に実施した。さらに前年度に改定した制度に基づく昇給を 4 月から実施した。

（3）「働き方改革」に伴う制度改正に合わせた業務の見直しと諸規定の整備

・年休の取得を確実にできるように、事業所での年休管理を徹底した。

・同一労働同一賃金については業務分掌の見直し等を行った。

・無期雇用制度に関しては契約更新時に法改正の説明と希望調査を行い、1 名が無期雇用となった。

・職員用の AIG 総合保険を活用し疾病等の際に医療費を受け取るケースが増えている。利用した職員の評価は高く、福利厚生の上につながっている。

（4）キャリアパスに基づく職員育成と配置

・法人キャリアパス制度の周知を図り、計画的な研修の実施につなげた。人事、待遇についてキャリアパスに基づくシステムの構築が急務であり、検討を始めた。

・総合施設長によるリーダー・サブリーダー以上の職員の個別面談を実施した。自らが持つキャリアパスについて丁寧に聞き取りをした。

・キャリアパスに沿った階層的な研修について、法人研修員会を中心に取り組んだ。特に主任以上の職員については、法人委員会における企画や他法人との交流を推進する役割を担った。

- ・国家資格等の資格取得を支援する制度については、7人が利用した。

(5) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成 (6月)

- ・どうかん介助員として、障害者雇用の募集を行い、5月付で2名を採用した。どうかん（法定雇用率の対象）の障害者雇用は合計3名、障害者雇用率は3.9%となり、法人全体（法定雇用率対象外）では2.1%となった。
- ・ぼとふ館においても、令和2度採用の方向で、2月以降、障害者雇用の準備を進めた。

5 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践（重点I）

(1) 権利擁護の徹底

- ・権利擁護意識の徹底については、年度当初に倫理要綱を各事業所で読み合わせるなど、基本に立ち返る機会を設けている。また、各事業所の自治会活動の充実を図り、利用者と職員がともに考える機会を大切にした。
- ・みんなで学ぼう！話し合おう！虐待を防ぎ、権利を守る勉強会は、8月2日どうかん、8月9日ぼとふ館の2つの会場にて開催した。利用者からは「職員の悪い支援を注意できる利用者でいたい」「話せない人の代わりに自分が伝える」「食事を早く食べるように言うのはやめてほしい」という声が聞かれた。職員からは「職員に言われたら我慢する」という意見を聞き、そのように思わせていると思うと心が痛み、切なくなった。」「職員にはっきりと言う」という利用者の意見が多くて驚いた。」等の声があった。この研修は、積み重ねによって年々、利用者も理解が深まってきているように感じる。
- ・この取り組みについては、昨年度NHKの番組サイトで取り上げられ、専門誌でも紹介される機会があり、県内外からスタッフによる研修依頼があった。
- ・苦情件数は、法人全体で35件（前年度34件）あった。できるだけ迅速に改善策を立て対応した。利用者自治会の活動の中で、利用者が気軽に声を出せるようになってきたことが理由と思われる。また、「職員の対応に関する苦情」が減少しており、職員個々の権利擁護の意識の向上にともない、利用者への丁寧な対応が増えていると思われる。
- ・虐待件数は、ささの会から市町村に対し、施設内虐待が疑われる案件として報告した件数は7件であった。うち5件を援護地の市町村及びさいたま市に通報した。市町村の調査を受け、職員の行きすぎた声掛け等、不適切な支援との指摘はあったが、虐待認定には至らなかった。

(2) 意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

- ・意思決定支援については、ご本人の意向を十分に聞き取るとともに、意思決定支援会議としての、サービス担当者会議の充実を図った。出席者は利用者に合わせて、各事業所のサービス管理責任者、看護師等に加えて、アドバイザーとして作業療法士、相談支援事業所の相談支援専門員等が出席して、ご本人の望む生活、具体的な支援について、多角的な検討を行った。
- ・ささの会法人研修として「意思決定支援の実際」を3つの日程と会場にて、講義形式で全職員が研修する機会をもった。（6月6日ささぼし、6月18日どうかん、6月28日ぼとふ館）

(3) 意思決定支援の事例

- ・今年度は、利用者ご本人の意思決定支援において、ささの会として、方針を立てることに悩み、協議を重ねて事例があったので以下に報告したい。

A 様（女性・40代・ほがらかホーム利用者） ※詳細はホーム事業報告参照

- ・2月、すい臓がんが判明し入院、ステージ4で余命1年との宣告を受ける。
- ・残された時間の過ごし方について、ホームを中心に話し合い、ご本人の希望があれば、可能な限りホームで看取っていくことを確認した。その際、ホームの世話人だけでなく、利用者にも説明すべきと判断し、ご本人の意向を確認する方針だったが、病状が急速に進行し、退院できなくなった。

入院中のご本人に「会いたい人はいるか」と確認したところ、ホームを中心にささの会の職員10名ほどの名前をなんとか聞き取ることができた。4月に亡くなるまで、多くの人が病室を訪れ、短い時間ではあったがご本人との最後の時間を過ごせた。「死に方」の意思決定支援の大切さを職員で共有した。

B 様（女性・50代・どうかん利用者） ※詳細はどうかん事業報告を参照

- ・5月により入院され、医師から胃ろう設置の提案があった。ご本人の障害が重く、会話ができないため、家族と職員で病院と協議を重ね、胃ろうを設置することが決定する。退院後のご本人の暮らしについても、どこで暮らすことがご本人にとって良いのか、職員間で協議を重ねた。胃ろうの利用者受け入れは現場職員にとってはじめての経験だったため、受け入れへの不安も大きかったが、家族の「どうかんで暮らしたい」という想いと、主治医の「どうかんで暮らせるようになるまでしっかりと治療する」という言葉に背を押されて、受け入れの決断をした。（退院12月）

言葉のない方の意思決定にあたっては、関わりの深い職員や家族からの聞き取りと、医師などの専門職への相談が重要であることを実感した。

C 様（男性・50・ぽとふ館、ささぼし、まるみつと利用者）

- ・年末に体調が崩れ、1月、入院中の病院で急性肺炎により亡くなった。
- ・生前にささの会へ遺留分（遺産）の寄付の意向があった。
- ・以前に家族が亡くなり、単身生活となり、ささぼしがかかわった。その後少しずつ生活が落ち着き、ぽとふ館に通い、財産管理は保佐人が援助していた。遺留分の意向は保佐人から伝えられ、その際、「本人はいつもしっかりと考えてから間違いのない決断をします」、「ご本人はささの会がなかったら今の自分はないからと話されている」、「今回もしっかりと考えての決断です」とのお話がある。ご家族がいないため、葬儀はささの会が行い、ぽとふ館の利用者も参列し、お別れをした。ご本人にとって、支援者の存在が心身の大きな支えになっていたことに改めて気づかされた。

6 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築(重点IV)

(1) 岩槻区自立支援協議会設置に向けた取り組みと相談支援専門員の育成

- ・さいたま市自立支援協議会の協議を経て、さいたま市ではじめて区ごとの協議の場として「岩槻区地域部会」が設置され、ささぼしや支援課が中心となり、実施体制づくりを進めた。
- ・岩槻区地域部会に意見を集約するために、岩槻区顔の見えるネットワーク会議と5つの事業・テーマ別部会を設置して、ささぼしの相談支援専門員が地域の事業所と協力して企画運営を担った。相談支援専門員として、地域の課題に具体的な取り組みを進めたことは、育成の上でも貴重な機会となった。

(2) 地域生活支援拠点を視野に置いた法人内外の相談支援事業所間の連携強化

- ・さいたま市自立支援協議会や岩槻区顔の見えるネットワーク会議等の場を通じて、積極的に協議に参加した。国からは、支援拠点型と多機能型の2つのモデルが示されているが、これまでの議論の中では、地域のネットワークが進んでいる岩槻においては、多機能型のモデルをめざすべきとの意見が多い。また、その場合は、基幹相談支援センターの機能が重要との議論があった。今後、ささぼしを中心として、相談機能の強化を一層図る必要がある。

(3) さいたま市岩槻区顔の見えるネットワーク会議における、分野や領域を超えたネットワークづくりの推進

- ・岩槻区が主催する顔の見えるネットワーク会議は、1回目において、岩槻区地域部会について周知を図り、生活支援拠点づくりの学習と地域課題の評価について話し合った。また、2回目では、意思決定支援についてより理解を深める研修を行った。3回目は地域における災害対策をテーマに進めてきたが、新型コロナウイルスの流行により中止となった。

7 地域ニーズに基づいた事業所運営と支援の隙間を埋めるサービス体系整備（重点V）

(1) 地域生活支援拠点の整備を視野に入れたサービス機能強化

- ・地域生活支援拠点に関する研修会に積極的に参加するとともに、先進施設の見学会等に参加した。

- ・「緊急時の受け入れ」に関しては、短期入所事業・さいたま市緊急一時保護事業等による緊急時の受け入れを推進し、緊急時のサービス機能の強化に努めた。さらに、さいたま市のシステムとしていくためには地域の他事業所の連携が必須であり、さいたま市自立支援協議会、岩槻区地域部会等の会議で地域全体での準備が必要なことを提案したとともに、他事業所との情報交換も積極的に行った。

- ・「体験利用」に関しては、かぼちゃホームでの短期入所事業やホームの空き部屋を利用した体験利用を進め、地域での多様な生活を支援するためのサービス機能の強化を図った。短期入所は年間で実人数7人、延べ400人の受け入れを行った。今後はニーズに合わせた体験プログラムの準備を進めたい。

- ・緊急受け入れのニーズは高まっており、期間は短かったが、1名の方を緊急で受け入れた。

(2) 暮らしの場と働く場の新たな創出

- ・どうかんの自立訓練棟を活用し、地域移行のための体験利用を進めた。

- ・単身型、サテライト型など、多様な形態のグループホームの増設について、見沼区、岩槻区の物件等について見学等を行ったが、いずれも条件が合わず実現しなかった。情報提供については、サポーターズクラブ会員からの協力もあった。

- ・働く場の創出について、どうかん利用者の職住分離を検討し、物件を探したが、条件に合う物件は見つからなかった。

(3) 強度行動障害、医療ケアのニーズなど、地域において対応が難しい方への支援の推進

- ・強度行動障害支援者養成研修は、計画的に職員を参加させた。

- ・医療的ケア、強度行動障害、精神障害などの支援については、先進的な取り

組みをしている事業所、医療機関などに相談し、具体的な支援についてアドバイスをいただいた。

・疾病による入院によって、胃ろうを設置されるなど、日常的な医療的ケアが必要になった利用者の支援のため、どうかで9名の支援員が喀痰研修を受け、支援の準備を進めた。

8. 地域に根差した事業所運営

任意団体であるささの会後援会は設立目的であった「ささの会を経済的に支える」という目的は達成されたとの会員の総意のもと、3月に正式に解散した。今後は後援会の「ささの会を支える」という意思を引き継ぎつつ、法人と地域をつなぐことを目的とした「ささの会サポーターズクラブ」を7月に設立した。事務局を法人に設置し、会報の発行等を行った。

様々な媒体を活用した法人情報の発信としては、法人ホームページおよび各事業所によるブログの更新を計画的に行うことができた。

今後、サポーターズクラブの会員を通して、情報を広く地域に発信する仕組みを検討していきたい。

自治会活動や施設行事を通じた地元住民との交流に努めるとともに、地元小中学校との交流やゴルフ連盟との交流等も継続した。

また、地域や他事業所からの見学など、来所者も増えており、ささの会の事業に関心を持っていただくとともに、理解を得る機会として丁寧な説明に心がけた。

9. 安心・安全な事業所運営

・台風19号の県内の被害を受け、法人防災計画を新規に作成した。

・この災害により、県内で被害を受けた障害者支援施設の支援を積極的に行い、法人から延べ27人の職員を復旧作業に派遣した。また、埼玉県が組織する福祉職災害派遣チーム(DWAT)に登録していた職員4人を現地に派遣した。

・岩槻区に流れる河川も危険水域まで増水があり、浸水した地区も多数あった。法人施設、地域の他事業所に被害はなかったが、想定を超える自然災害の脅威を身近に感じたことで、認識を改めるきっかけになった。

・この反省をもとに、令和2年度には、法人委員会に防災プロジェクトを新たに設置して、具体的なBCPの策定などを検討していくことになった。

・さらに、新型コロナウイルス感染の拡大を受け、年度末は、さまざまな緊急の対策が必要となった。ささの会の感染発生はなかったものの、利用者は様々な制限の中で暮らすことを強いられるとともに、感染防止のため短期入所、日中一時支援事業なども受け入れを中止せざるを得なくなった。また、利用者の不安、社会的な自粛の流れから、居宅介護事業もキャンセルが相次いだ。

・具体的で効果的な感染予防の対策を実施することを優先して、取り急ぎ、新型コロナウイルスに対する事業継続計画(BCP)を策定した。

・長期戦になることが予想され、フェーズ(感染拡大の規模ごとの段階)に応じて、の具体的な方針のもと、感染リスクを抑えながら、できるだけ利用者の生活を通常に近づけるとともに、来たる発生に対して、物資を整え、職員にも安心して働いてもらえるよう、対策を講じた。